

◎新潟県告示第628号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員（平成22年1月5日新潟県告示第31号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担当する職員とし、平成22年2月1日から実施する。 1 事務所所属出納員を置く組織 （略） 農業総合研究所佐渡農業技術センター <u>水産海洋研究所佐渡水産技術センター</u> 2 （略）	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担当する職員とし、平成22年2月1日から実施する。 1 事務所所属出納員を置く組織 （略） 農業総合研究所佐渡農業技術センター 2 （略）